# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認香川地方第三者委員会分

| 1. | 今回 | のあ | つせん | 等 | の概要 |
|----|----|----|-----|---|-----|
|    |    |    |     |   |     |

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

# 香川厚生年金 事案 976

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C工場における資格喪失日に係る記録を昭和50年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月31日から同年6月1日まで

私は、D社(現在は、B社)に昭和46年3月11日に入社し、平成11年5月31日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、昭和50年6月1日にA社C工場からD社E工場に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に空白があるので、申立期間も同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びB社から提出された申立人に係る人事記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和50年6月1日に同社C工場からD社E工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和 50 年 4 月の社会保険事務所(当時)の記録から 11 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の書類が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年6月1日と届出を行ったにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同

年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 香川国民年金 事案 476

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から51年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から51年3月まで

私は、申立期間当時、親戚が営んでいた個人事業所に住み込みで勤務していた。当時、同事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったので、私は厚生年金保険に加入していなかったが、妻が昭和50年10月の結婚後に渡された給与明細書に、給与から国民年金保険料が控除されていることを示す記載があったことを記憶しており、当該事業所の事務担当者等が、私の国民年金の加入手続を行い、給与から保険料を控除した上で納付してくれていたと思うので、年金記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿によると、A市において申立期間後の昭和51年4月10日に払い出されており、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認できる上、申立人に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「親戚の事業所の事務担当者は、事業主の妹であった。」と主張しているところ、当該事業主の妹は、「私が同事業所の事務を担当し始めたのは、昭和50年頃からだと思うが、私が担当している間は申立人が主張しているような国民年金の取扱いはしておらず、私が担当するまで全ての事務をしていた事業主である兄からもそのような取扱いを聞いたことはなかった。同事業所が、55年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当するまでは、各自で国民年金に加入していたと思う。私の夫も同事業所で働いていたが、私が夫の保険料を納付していた。」と供述している上、供述を得ることができた申立期間当時の同僚二人も、「申立期間当時、同事業所では申立人が主張しているような国民年金の取扱いは行われていなかった。」旨供述しており、そのほかの同僚からも、同事業所において申立人が主張する国民年金の取扱いが行わ

れていたことを裏付けるまでの具体的な供述は得られなかった。

さらに、前述の事業主の妹は、「平成20年に事業主であった兄が亡くなったため、事業を廃業し、23年に全ての書類を廃棄した。」と供述している上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

# 香川厚生年金 事案 975

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年12月20日から35年12月20日まで 私は、前勤務先の同僚であった友人と共に、A事業所に再就職し、申立 期間において引き続き友人と同事業所に勤務していたにもかかわらず、同 事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

A事業所の複数の同僚及び事業主の息子の供述並びに申立人の妹が提出した写真から、期間は特定できないものの、申立人は同事業所に、住み込みで勤務していたことが認められる。

しかしながら、複数の同僚が申立人と共にA事業所に就職したとする二人の同僚の氏名は、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できない上、当該二人の同僚のうち、供述を得られた一人は、「私と申立人ともう一人の同僚は、共に同事業所に再就職し、住み込みで勤務していた。給与から社会保険料が控除されていたか否かは覚えていないが、私が、病院で受診した際に、健康保険被保険者証を持っていなかったため、事業主が医療費を負担してくれたことを覚えている。」と供述している。

また、A事業所の別の同僚は、「私は、申立人と共に同事業所において住み込みで勤務を始めた。申立人は私より先に退職し、私は1年半ほどで退職したが、当該期間における私の厚生年金保険の被保険者記録は無く、健康保険被保険者証を持っていた記憶及び給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶も無い。」と供述している上、申立期間当時、同事業所において、当初は住み込みで勤務したものの、後に通勤による勤務に変更した同僚の厚生年金保険被保険者記録を見ると、通勤による勤務に変更した時期に同被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、 事業主は死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生 年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。